

ねこの手だより

2025 1月号 No. 273



新春を迎え、皆様方におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。昨年は、一年を通して大変お世話になりました。本年も、農作業支援につきまして、変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。

お願い

1. 今年も「所得税の確定申告及び市・県民税の申告」の時期が近付いてきました。令和6年分所得税の確定申告書の提出及び納付の期間は、令和7年2月17日（月）から令和7年3月17日（月）まで（ただし、所得税の還付申告は令和7年1月から提出できます）、市・県民税の申告期間は令和7年3月17日（月）までです。

令和6年1月から12月給与の「源泉徴収票」を同封しましたので、確定申告の際には「給与所得」として下さい。

なお、月々の給与支払の際に、源泉所得税が徴収されている方につきましては確定申告により、それまでに納めた源泉所得税が還付される場合があります。

2. 先月号に同封しました「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」をまだ提出されていない方は、大至急提出してください。

（他の会社等にこの申告書をすでに提出している方は、農業公社への提出は必要ありません。）

※農業公社への御意見・御質問等ありましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

事務局	一般社団法人 塩尻市農業公社 ねこの手クラブ	0263-87-1744 E-mail: km60173@city.shiojiri.lg.jp	FAX 0263-52-0340 http://www.shiojiri-agri.jp
-----	------------------------------	---	---

